

防空に關して

保母は何を心得るべきか

多田 鐵雄

偶々ダイツの「キンダーガルテン」誌上に表記の標題の下に極めて具體的な記述を見出したので、いつか紹介しようと考えてゐたのであるが、愈々本年に入つて内外に切迫した状勢が看取されるので筆を取つた次第であるが、その前に一言しておきたい。

愈々我國でも空襲と云ふ場合に備へるために大都市では老幼者避難の計畫を立て初めたやうである。政府の方針としては、危險地域一主に六大都市を意味するが一に在る十四歳以下の児童は例外なく避難させる趣意のやうである。而も我國の家屋構造が耐火に對して殆んど無價値である故に火災に対する配慮等もあつて、母親乃至家族と共に幼兒、學童を避難させるやうである。さて、こゝで又々問題なのは幼稚園である。國民學校、は義務教育であり、且つ國家の統一的監督下に在る故に、學童の各自避難にしても、團體的移動にしても、又教育の配當換へにしても相當の計畫と方策がなされるであらうが、恐らく幼稚園に對しては（託児所の方は厚生省が何かと手を付けることが考へられるが）之を任意

的な施設と見做して何等の方策をも立てまいと、殘念ながら想像されるのである。「何故に心ある爲政者の出でざる」かであるが、かと云つて幼稚園當事者は持手傍観すべきではない。避難先の幼兒の保育問題（これは殊に母親が勤労してゐる幼兒の場合に於て重大であるが）、自然閉鎖となる幼稚園の善後策、保母の移動問題、經費の問題等、數々上げれば切りがない。戰時下に在つては、教育上からも保健上からも一層幼兒教育の必要性は強められて來るのであるから、切に當局の考慮を煩はしたいのである。と共に幼稚園當事者に於てもかゝる混亂の裡に在つてこそ、一層その使命を發揮すべきであり、倉橋教授の所謂國民幼稚園たる性格を徹底せしめるべきであらう。

「防空に關して保母は何を心得るべきか」の問題は多くの保母達に取つて意外の感があるかも知れない。同時に多くの多くの保母は「何を心得るべきかだつて？私達は保育時

間に空襲警報が鳴つたらば、何をなすべきか云ふことは、もうすでに考へ決めてあるのに」と思ふかも知れない。

成程、危険地域の保母達は防空局から既に必要な諸規定を受取つたであらう。然しこ一般の保母達は少くとも一應耳を傾けておくべきである。第一に防空局の示した適當な防空施設の設備に関する一般的規定を遵守せねばならぬことは當然である。この一般的規定は衆知の事柄であるからこそでは觸れぬとして、幼稚園だけに關して簡単に一言すれば「幼稚園經營者は、その園内、或ひは極く近くの場所に、幼兒を收容し得る防空壕を持つやうに配慮せねばならぬ。」と云ふことである。

破裂弾を防ぐためには、濠の入口に砂囊を積めばよいが、この仕事は年かさの幼兒が力を協せればやりきげられる程度のものであらう。

防空壕に備へねばならぬものは、電燈、懐中電燈、火消し用の灰、水桶、梯子、斧、その他の道具である。

それと共に幼兒が可成長時間にわたりて濠に居る場合に必要となるものが備へられてなければならぬ。即ち、

薬罐數個ご蓋付の桶

新鮮な飲料水

熱いお茶を入れた魔法罐(屢々空襲警報を聞く地方に於ては、濠内で冷え込む幼兒を温ためるための飲物として、

ハツカ入りのお茶の魔法罐を毎朝濠内に運んでおくことが望ましい。)

軍用パン(幼兒のお八つを濠内に運ぶ役割、警報の際に軍用パン入の籠を運ぶ役割を豫め定めておくべきである。)

防空壕内には適當に若干の腰掛ミテーブルを二つ置いておく。それには屋外用のものを運び入れておけばよいであらう。又日常使はなくて済む遊具、恩物等で適當なものをお籠か箱に入れて防空壕内で用ふるために用意しておく。

防空壕への道が急傾斜であれば、幼兒が轉んだり、不必要に手間取つたりしないやうに、豫め手摺を付けておく。

更に、少くとも二三の幼兒を寝かせる場合のこと考慮しておかねばならぬ。一番よいのは安樂椅子か鐵製ベットで、それに敷布、掛遊園を用意しておく。幼兒は暗い處に居る非常に疲れが早いものであるし、又興奮した幼兒は之を横臥させて安静にさせる要があるからである。

以上のことは何も事立てて書き上げる程のこともない位、當然のことである。最も重要なことは保母自身の正しい行動であり、同時に幼兒を正しく行動させる教育である。

即ち、保母自身が自若たる態度を取り得るのでなければならぬ。そしてかかる態度は凡ゆる場合のこと豫め熟考し、規定しておくことによつて初めて可能である。空襲警

- 報を聞いてからでは遅きに失するのである。豫め熟考し、規定しておかねばならぬ主たる事柄は次の諸點である。即ち
- 1、幼兒は最先に何をなすべきか。
 - 2、幼兒は如何に列を作つて並ぶか。（若し階段を行かねばならぬならば、二列以上にならぬやうにせねばならない。又大きい幼兒は自分がさの幼兒と手をつなぐべきかを知つてねばならぬ。）
 - 3、さの道を通つて防空壕へ行くべきか。
 - 4、幼兒のマンドや外套を防空壕へ運ぶことを誰が受持つか。又幼兒が自ら自分の所持品を持つて行く餘裕があるかさうか（マントや外套を著るのは防空壕へ入つてから行ふやうにする。著るのは時間がかかるからである。）
 - 5、軍用パン、綿帶箱、茶の葉罐は誰が運ぶか。又桶に水を汲んで運ぶのは誰が受持つか。

これらのこと事が規定されたならば、直ちに避難訓練を行ふことである。それによつてその規定の不備な點が發見されるであらうから、實際の場合の來る前に之を是正しておく。更に第一回、第三回と訓練をつづけて幼兒を習慣付けて行く。なぜならば小さい幼兒には説明や命令は役に立たない。取り分け興奮性の児童には尙更のことである。かか

る訓練の間に保母は夫々の幼兒とその行動を熟知する。又、幼稚園には小さい責任を引受け得るほどの洞察力と思考力を持つてゐる幼兒が幾人かは居るものである。その反面、不安と驚きのあまり防空壕へ行くことを極力拒みつづけるやうな幼兒もよく在るものである。

こゝで我々は就中、母親に注意を喚起しておきたい。それは幼兒が云ふことを聞かない。時に、「さう云ふことを聞かない」と暗い中へ押込めますよ」と云つておきす母親が居るが、かかるおきしを繰返すと、暗いところは恐い處と云ふ感を幼兒に與へてしまふ。かかることは充分考慮して、やめてもらはなければならぬ。かかる幼兒は防空壕へ導くときに思はざる手數を掛けるものである。

保母は幼兒が自宅でこれに似た恐怖感を植付けられてゐるかさうかをよく洞察して、防空壕が決して恐い處でないことを云ふやうに教へ導いて行かねばならぬと共に、その母親達にもよく注意を與へておくべきである。

最後に單に幼稚園の内部でだけでなく、土地の防空警護係と充分なる打合せをしておかねばならぬ。